

農林水産省と同時発表

平成 25 年 10 月 18 日

商品先物取引業者に対する行政処分

経済産業省及び農林水産省は、本日、商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)に基づく商品先物取引業者であるセントラル商事株式会社(本社:東京都中央区)に対し、法第 232 条第 1 項の規定に基づき、商品先物取引業の運営の改善に必要な措置を採ることを命じましたのでお知らせいたします。

1. 処分内容

法第 232 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令
商品先物取引業の運営の改善のため、以下の措置を速やかに講ずること。

- (1) 外務員の業務に関する検査の強化
- (2) 役職員の法令遵守意識の徹底
- (3) 内部管理体制の強化
- (4) その他再発防止に必要な事項

2. 処分の理由となる法令違反事項

セントラル商事株式会社の外務員1名が外務員の立場を利用して顧客資産を個人的に預かり当該資産の着服を行ったことが確認されており、その要因として同社の外務員の管理体制に不備があったことが認められる。当該不備は、顧客に対して誠実かつ公正にその業務が遂行されていないものであり、法第213条(誠実かつ公正の原則)の規定に違反していると認められる。

(本発表資料のお問い合わせ先)
農林水産省食料産業局商品取引グループ
担当者: 渡邊、萩原
電話: 03-3502-8111 (内線 4170)
03-3502-5754 (直通)

経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長 苗村
担当者: 笠井、畠山
電話: 03-3501-1511 (内線 4201)
03-3501-5895(直通)

(関係会社との個々の取引に関するお問い合わせ先)
農林水産省商品先物相談窓口
電話: 03-3502-8111 (内線 4170)

経済産業省商品先物相談窓口
電話: 03-3501-1511 (内線 4217~8)